人事委員会規則一一―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月二十五日

秋田県人事委員会委員長　西　野　三紀子

人事委員会規則一一―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

人事委員会規則一一―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表第一（第二条、第三条関係）

組織	職員
略	略
知事の事務部局（本庁）	理事　部長　危機管理監　森林技監　建設技監　次長　参事　広報監　副危機管理監　デジタル化統括監　クリーンエネルギー政策統括監　建設産業振興統括監　課長室長　政策監　副広報監　防災監　ＩＣＴ戦略推進監　地域交通対策監　読書・文化活動推進監　スマート農業推進監　技術管理監流域防災監　総合調整主幹　上席主幹
略	略
略	略

別表第二（第二条、第三条関係）

組織		職員
知事の事務部局（地方機関）	略	略
	産業技術センター	所長　部長　主席研究員　総務管理チームのチームリーダー

改正前

別表第一（第二条、第三条関係）

組織	職員
略	略
知事の事務部局（本庁）	理事　部長　危機管理監　森林技監　建設技監　次長　参事　広報監　副危機管理監　デジタル化統括監　クリーンエネルギー政策統括監　建設産業振興統括監　課長室長　政策監　副広報監　防災監　ＩＣＴ戦略推進監　人材誘致推進監　地域交通対策監　読書・文化活動推進監　スポーツ振興監　スマート農業推進監　技術管理監流域防災監　総合調整主幹　上席主幹
略	略
略	略

別表第二（第二条、第三条関係）

組織		職員
知事の事務部局（地方機関）	略	略
	産業技術センター	所長　上級主席研究員　部長　主席研究員　総務管理チームのチームリーダー

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

関）

略

略

関）

略

略